

① 親族間で相談



墓じまいや移転の方向性を決める。後のトラブルにならないためにも入念に。
(永代供養など改葬先の調査、石材業者への見積依頼、現在遺骨のある場所の市町村役場や墓地管理者へ事前相談。)

民間の墓地で檀家等になっている場合、離檀料を求められる場合もあります。必ず事前に相談をしましょう。

② 改葬先の決定

場所や金額、条件などに納得したら改葬先を決定します。
(契約・支払い)

※改葬先によっては事前に改葬許可証を求められる場合もあります。



③ 埋葬(収蔵)証明書の取得

現在遺骨のある場所の墓地管理者に改葬する遺骨の埋葬証明書を発行してもらいます。

※中津川市営墓地の場合は④の改葬許可申請とともに窓口で手続きを行います。
(改葬する遺骨の氏名と埋葬年月日は事前に調べてくおいてください。)



⑤ 遺骨の取出し

遺骨を移転するために閉眼供養や魂抜き等を行い遺骨を取出します。④で交付された「改葬許可証」とともに改葬先に持っていきます。



改葬許可証交付

④ 改葬許可申請

現在遺骨のある場所の市町村の役所で手続きを行います。

- 改葬許可申請書の記入
- 埋葬(収蔵)証明書を添付

↑市営墓地からの改葬の場合は「埋葬(収蔵)証明書願」の記入

※手続きを行う市町村により異なる場合があります。担当者の指示に従ってください。

※中津川市以外の市町村では改葬先の受入証明証が必要な場合もあります。



市役所

中津川市内の墓地から改葬する場合は中津川市役所で手続きを行います。本庁だけでなく各支所でも手続きは可能です。

詳しい申請方法、申請様式のダウンロードはこちらから



土葬の遺骨を改葬する場合は基本的に火葬の必要があります。手続きも異なるため事前に市町村窓口へ相談してください。

⑥ 遺骨の納骨

「改葬許可証」を改葬先の管理者に提出してください。閉眼供養や魂入れ等を行い遺骨を納骨します。

※改葬先で納骨日が指定されたり儀式が限定されることもあります。事前に打ち合わせを行いましょう。



⑦ 現在の墓地区画の更地化工事

遺骨を取出すとともに工事を行うことが多いようです。石積や巻石等どこまで撤去する必要があるかは事前に現在遺骨のある場所の墓地管理者に相談しましょう。工事後管理者に不備ありとみなされ追加工事が必要なケースもあります。



⑧ 区画使用权返還

工事が完了したら現在遺骨のある場所の墓地管理者へ使用权返還の手続きを行います。市営墓地であれば中津川市役所です。なお、墓地区画の権利は土地の所有権ではなく借地権のようなものであることがほとんどです。又貸しや権利の販売譲渡はできないのでご注意ください。

